

確認検査業務手数料規程

九州住宅保証株式会社

確認検査業務手数料規程

【趣旨】

第1条	趣旨	・・・1
-----	----	------

【建築物に関する事項】

第2条	建築物に関する確認の申請手数料	・・・1
	1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）	
	2. 既存建築物がある確認の申請手数料	
	3. 計画の変更等により再申請する確認の申請手数料	
第3条	建築物に関する計画変更確認の申請手数料	・・・5
	1. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）	
第4条	建築物に関する中間検査の申請手数料	・・・8
	1. 中間検査の申請手数料（特定工程工事終了通知の手数料）	
	2. 再検査手数料	
第5条	建築物に関する完了検査の申請手数料	・・・9
	1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）	
	2. 追加説明書の審査手数料	
	3. 再検査手数料	
第6条	建築物に関する仮使用認定の申請手数料	・・・12
	1. 仮使用認定の申請手数料	
	2. 計画の変更等により再度受ける仮使用認定の申請手数料	

【昇降機に関する事項】

第7条	昇降機に関する確認の申請手数料	・・・14
	1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）	
	2. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）	
	3. 計画の変更等により再申請する確認の申請手数料	
第8条	昇降機に関する完了検査の申請手数料	・・・15
	1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）	
	2. 追加説明書の審査手数料	
第9条	昇降機に関する仮使用認定の申請手数料	・・・15
	1. 仮使用認定の申請手数料	

【工作物に関する事項】

第10条	工作物に関する確認の申請手数料	・・・16
	1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）	
	2. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）	
	3. 計画の変更等により再申請する確認の申請手数料	
第11条	工作物に関する完了検査の申請手数料	・・・17
	1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）	
	2. 追加説明書の審査手数料	
第12条	工作物に関する仮使用認定の申請手数料	・・・17
	1. 仮使用認定の申請手数料	
	2. 計画の変更等により再度受ける仮使用認定の申請手数料	

【出張費】

第13条 出張費	・・・18
----------	-------

【その他】

第14条 手数料の増減額	・・・18
第15条 確認済証等の紙面発行手数料	・・・18
第16条 帳簿記載事項証明に関する手数料ほか	・・・18
第17条 規程に定めのない事項の取扱い	・・・18
附則	

【別表】

別表第1 建築物の申請手数料	
1-1 [構造計算なし] 敷地の主要用途が専用住宅、兼用住宅である建築物	
1-2 [構造計算なし] 敷地の主要用途が長屋である建築物	
1-3 [構造計算なし] 敷地の主要用途が共同住宅、寄宿舍である建築物	
1-4 [構造計算なし] 敷地の主要用途が非住宅（専用住宅、兼用住宅、 長屋、共同住宅、寄宿舍以外）である建築物	
1-5 [構造計算なし] 型式部材等製造者認証（法第68条の11）を受けた 建築物	
1-6 [構造計算あり] 敷地の主要用途が住宅（専用住宅、兼用住宅、長屋、 共同住宅、寄宿舍）である建築物	
1-7 [構造計算あり] 敷地の主要用途が非住宅（専用住宅、兼用住宅、 長屋、共同住宅、寄宿舍以外）である建築物	
別表第2 建築物の仮使用認定の申請手数料	
別表第3 昇降機の申請手数料	
別表第4 工作物の申請手数料	
建築物の確認加算手数料一覧	
建築物の完了加算手数料一覧	
建築物の仮使用加算手数料一覧	
すべての加算手数料一覧	
出張費地域区分一覧	

確認検査業務手数料規程

第1条 趣旨

この規程は、別に定める「九州住宅保証株式会社確認検査業務規程」（以下「業務規程」という）に基づき、九州住宅保証株式会社（以下「九州住宅保証」という）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。なお、九州住宅保証が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物等の確認検査を行う場合に準用する。

第2条 建築物に関する確認の申請手数料

1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）

確認の申請手数料は、申請1件につき、当該建築（新築、増築、改築、移転）及び大規模の修繕もしくは模様替え、並びに用途変更に係る申請床面積の合計及び敷地の主要用途により算定する「(1)確認基本手数料」と、計画の特性等により以下に該当する「(2)確認加算手数料」を合算し、算定する。

(1)確認基本手数料	当該申請に係る床面積の合計及び用途により算定
(2)確認加算手数料	①構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査
	②ルート2基準審査、小規模伝統的木造建築物等基準審査
	③構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査
	④天空率審査
	⑤避難安全検証法等の審査
	避難安全検証法
	耐火性能・防火区画検証法
	限界耐力計算法等
	通常火災終了時間に基づく設計法
	特定避難時間に基づく設計法
	⑥特定天井等の審査
	特定天井
	落下防止措置
⑦電子申請に係る消防同意等のための紙面出力	
⑧省エネ基準（仕様基準）に係る審査	

※昇降機を併願する申請においては、「第7条 昇降機の申請手数料」を適用し、種類ごとに設置数を乗じて加算する。

(1) 確認基本手数料

当該申請に係る床面積の合計及び用途により「別表第1」に定める額とする。

※「別表第1」に記載のない手数料は別途見積りとする。

※別表第1-1～1-4かつ別表第1-5に該当する場合は、「別表第1-5」とする。

※構造審査において仕様規定と構造計算が混在する場合は、「構造計算あり」とする。

(2) 確認加算手数料**① 構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査**

確認加算手数料①	(単位：円)
(1) 確認基本手数料 × 20% × (構造計算を要する構造上の棟数 - 1)	

※構造計算を行った棟数が2以上の申請に限る。

※構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く。

② ルート2基準審査、小規模伝統的木造建築物等基準審査*1

確認加算手数料②	(単位：円)
当該基準に係る床面積の合計及び用途による(1)確認基本手数料 × 20%	

*1. 小規模建築物をルート2、限界耐力計算等により安全性を検証したもの（法第20条第1項第四号ロ）（構造一級建築士が設計又は確認したものに限る）

③ 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査

確認加算手数料③	(単位：円)
申請1件につき 15,000	

④ 天空率審査

確認加算手数料④	(単位：円)
(1) 確認基本手数料 × 10%	

※道路、隣地及び北側高さ制限における2以上の審査を要する場合も上記のとおり。

⑤ 避難安全検証法等の審査

対象床面積の合計	確認加算手数料⑤ (単位：円)	
	避難安全検証法	耐火性能・防火区画検証法
	限界耐力計算法等	通常火災終了時間に基づく設計法
特定避難時間に基づく設計法		
2,000 m ² 以内	40,000	60,000
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内	70,000	105,000
10,000 m ² を超えるもの	100,000	150,000

※国土交通大臣の認定を受けたものを除く。

※「限界耐力計算法等」とは、限界耐力計算法のほか、限界耐力計算と同等以上の構造計算（エネルギー法、告示免震等）を含む。

※対象面積は、適用する検証方法に係る箇所ごとの床面積とする。

※複数の避難安全検証法等の審査を要する場合は、それぞれの箇所ごとに対象面積を適用し、算出した額を合算する。

⑥ 特定天井等の審査

対象面積の合計	確認加算手数料⑥ (単位：円)	
	特定天井	落下防止措置
200 m ² を超え、500 m ² 以内	120,000	240,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内	180,000	360,000
1,000 m ² を超えるもの	240,000	480,000

※国土交通大臣の認定を受けたものを除く。

※対象面積は、適用する検証方法に係る箇所ごとの水平投影面積とする。

※複数の構造強度に係る審査を要する場合は、それぞれの箇所ごとに対象面積を適用し、算出した額を合算する。

⑦ 電子申請に係る消防同意等のための紙面出力

電子申請において、消防長等の同意を求める場合又は消防長等に対して通知を行う場合（消防長等が図書を求める場合に限る）は、次のとおり算定し、加算する。

当該申請に係る建築物の種別		確認加算手数料⑦ (単位：円)	
申請面積の合計	構造計算の有無	2部以下	3部
300 m ² 以内	なし	2,000	3,000
	あり	3,000	4,000
300 m ² を超えるもの	なし		
	あり	8,000	10,000

※1部につき1,000ページを超える場合は、別途見積りとする。

※出力形式は原則A4、A3サイズかつモノクロとし、他の出力形式が必要な場合は、別途見積りとする。

⑧ 省エネ基準（仕様基準）に係る審査

当該申請に係る建築物の種別	確認加算手数料⑧	(単位:円)
専用住宅・兼用住宅	(1) 確認基本手数料 × 10%	
長屋・共同住宅	(1) 確認基本手数料 × 20%	

※設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書もしくは長期使用構造等である旨の確認書を提出された場合、又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる場合（大臣認定、性能向上計画認定及び低炭素認定）を除く。

※該当する棟毎に適用する。

2. 既存建築物がある確認の申請手数料

既存建築物の部分の審査を要する場合の確認の申請手数料は、当該申請に係る床面積の合計に既存建築物の審査対象床面積の部分を合算した床面積の合計を「1. (1) 確認基本手数料」に適用し、算出した額とする。

既存建築物の部分に「1. (2) 確認加算手数料」による各審査を要する場合は、当該申請に係る対象面積の合計に既存建築物の審査対象面積の部分を合算した面積の合計を適用し、算定したものを加算する。

3. 計画の変更等により再申請する確認の申請手数料

確認済証の交付前に、計画等の変更により当該申請を取り下げて、概ね同一の計画を再申請する場合の確認の申請手数料は、「第3条1. 計画変更確認の申請手数料」の規定を適用する。

ただし、構造計画を変更する場合は、「1. 確認の申請手数料」の規定を適用する。

第3条 建築物に関する計画変更確認の申請手数料

1. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）

計画変更確認の申請手数料は、申請1件につき、次の①②のとおり算定する。

※昇降機を併願する申請において、昇降機に変更がある場合は、「第7条 昇降機の申請手数料」を適用し、種類ごとに設置数を乗じて加算する。

① 直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けている場合

「(1)計変基本手数料」と、計画の特性等により以下に該当する「(2)計変加算手数料」を合算し、算定する。

(1)計変基本手数料	①当該申請以前の確認又は計画変更の申請で構造強度に係る審査を受けていない場合
	②当該申請以前の確認又は計画変更の申請で構造強度に係る審査を受けている場合
(2)計変加算手数料	①当該申請以前の確認又は計画変更の申請で加算の適用を受けている場合 「(2)計変加算手数料」により算定
	②当該計画変更の申請から新たに加算の適用を受ける場合 「第2条1.(2)確認加算手数料」により算定
	③確認済証交付後の追加審査

② 直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けていない場合

「第2条1. 確認の申請手数料」の規定を適用する。

(1) 計変基本手数料

① 当該申請以前の確認又は計画変更の申請で構造強度に係る審査を受けていない場合

計変基本手数料	(単位：円)
「第2条1.(1)確認基本手数料」× 70%	

※「第2条1.(1)確認基本手数料」の算定には当該申請以前の計画変更確認を考慮する。

② 当該申請以前の確認又は計画変更の申請で構造強度に係る審査を受けている場合

計変基本手数料	(単位：円)
構造強度に係る審査を要する計画変更	「第2条1.(1)確認基本手数料」×70%
構造強度に係る審査を要しない計画変更	「第2条1.(1)確認基本手数料」×50%
うち、変更内容が小規模な計画変更*	「第2条1.(1)確認基本手数料」×30%

※「第2条1.(1)確認基本手数料」の算定には当該申請以前の計画変更確認を考慮する。

※100㎡を超える床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加する部分を除いた床面積を上表に適用し算出した額と、当該増加する部分の床面積を「第2条1.(1)確認基本手数料」に適用し算出した額を合算した額とする。

※当該計画の変更部分がエキスパンションジョイント等で接する他の独立部分への影響を容易に判断でき、手数料の算定が合理的である場合には上表によらず、当該計画の変更に係る独立部分の床面積を手数料算定の対象とする。この場合、当該計画に係る棟の床面積（複数棟ある場合は棟毎の床面積の合計）を「第2条1.(1)確認基本手数料」に適用し、100%を乗じた額とする。

(2) 計変加算手数料

① 当該申請以前の確認又は計画変更の申請で加算の適用を受けている場合

当該計画変更に係る対象床面積の合計の1/2（対象床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加する部分の対象床面積を加算する。）を「第2条1.(2)確認加算手数料」に適用し、算定する。

*「小規模な計画変更」とは次のいずれかに該当する変更をいう。

- イ) 建築物の外形変更を伴わず、高さ関係規定（日影規制を含む）の再審査を要しない敷地境界線の移動に係る変更（配置変更を含む）
- ロ) 建築物の外形変更を伴わない増築（室用途変更を含む）
- ハ) 高さ関係規定（日影規制を含む）の再審査を要しない、部分的かつ小規模な地盤面高さの変更
- ニ) 避難施設について、従前の計画における適法性の範囲にある局所的な居室・非居室の区画位置の変更、相互の床面積の変更
- ホ) 建築設備の変更を伴わない局所的かつ特定の室の室内仕上げの変更
- ヘ) 局所的な間仕切り壁の位置、壁開口部の大きさ・位置の変更
- ト) 局所的な建築設備単独（意匠・構造の変更を伴わないものに限る）の変更
- チ) その他これらと同等以内の小規模な変更であると認められるもの

② 当該計画変更の申請から新たに加算の適用を受ける場合

「第2条1.(2)確認加算手数料」の規定を適用する。

③ 確認済証交付後の追加審査

改正建築基準法の施行日以前に確認済証の交付を受けてから、施行日以後に工事に着手する場合で、改正建築基準法に係る適合性を確認するために追加審査を要する場合は、次のイ)～ロ)のとおり算定し、それぞれ加算する。

イ) 省エネ基準（仕様基準）に係る追加審査

当該申請に係る建築物の種別	計変加算手数料②ーイ	(単位:円)
専用住宅・兼用住宅	「第2条1.(1)確認基本手数料」	× 10%
長屋・共同住宅	「第2条1.(1)確認基本手数料」	× 20%

※設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書もしくは長期使用構造等である旨の確認書を提出された場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる場合（大臣認定、性能向上計画認定及び低炭素認定）を除く。

※該当する棟毎に適用する。

ロ) 建築基準関係規定及び構造関係規定に係る追加審査

計変加算手数料②ーロ	(単位:円)
「第2条1.(1)確認基本手数料」	× 50%

第4条 建築物に関する中間検査の申請手数料

1. 中間検査の申請手数料（特定工程工事終了通知の手数料）

中間検査の申請手数料は、申請1件につき、検査対象床面積の合計及び敷地の主要用途により次の「(1)中間基本手数料」のとおり算定する。

(1) 中間基本手数料

① 直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けている場合

当該申請に係る検査対象床面積の合計及び用途により「別表第1」に定める額とする。

※「別表第1」に記載のない手数料は別途見積りとする。

② 直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けていない場合

「①直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けている場合」の中間検査の申請手数料を算出した額と、「第2条1. 確認基本手数料」を合算した額とする。

2. 再検査手数料

中間検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料は、当該申請に当たって算出した「1. (1)中間基本手数料」に50%を乗じた額とする。

第5条 建築物に関する完了検査の申請手数料

1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）

完了検査の申請手数料は、申請1件につき、検査対象床面積の合計及び敷地の主要用途により算定する「(1)完了基本手数料」と、計画の特性等により以下に該当する「(2)完了加算手数料」を合算し、算定する。

(1)完了基本手数料	当該申請に係る検査対象床面積の合計及び用途により算定
(2)完了加算手数料	①軽微な変更に関する審査
	②確認済証交付後の追加審査
	③省エネ適合性判定等に係る建築物の整合確認及び検査

ただし、仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けている完了検査の申請手数料の算定は、次のとおりとする。

① 建築する部分の一部に仮使用認定通知書の交付を受けている場合

検査対象床面積から確認申請図書のとおり施工された仮使用認定部分を除いた床面積を「(1)完了基本手数料」に適用し、算出した額とする。

「(2)完了加算手数料」による各審査等を要する場合は、当該規定による手数料を加算する。

② 建築する部分全てに仮使用認定通知書の交付を受けている場合

完了検査の申請手数料は、30,000円とする。

「(2)完了加算手数料」による各審査等を要する場合は、当該規定による手数料を加算する。

(1) 完了基本手数料

① 直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けている場合

当該申請に係る検査対象床面積の合計及び用途により「別表第1」に定める額とする。

※「別表第1」に記載のない手数料は別途見積りとする。

② 直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けていない場合

「①直前の確認済証又は中間検査の合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けている場合」の完了検査の申請手数料を算出した額と、「第2条1. 確認基本手数料」を合算した額とする。

(2) 完了加算手数料

① 軽微な変更に関する審査

確認済証の交付を受けてから完了検査の申請までに軽微な変更があった場合、その変更の届出（完了検査の結果により軽微変更報告書の提出を求めた場合を含む）をもって次のイ）～ロ）のとおり算定し、それぞれ加算する。

イ) 軽微な変更に関する審査

当該申請に係る構造計算の有無	完了加算手数料①ーイ	(単位:円)
構造計算なし	3,000	
構造計算あり	「第2条1.(1)確認基本手数料」×15%	

※省エネ適合性判定等に係る軽微な変更（仕様基準及びルートA）を含む。

※「第2条1.(1)確認基本手数料」の算定には完了検査の申請以前の計画変更確認を考慮する。

ロ) 省エネ適合性判定等に係る軽微な変更に関する審査

一定範囲内の省エネ性能が低下する変更（ルートB）に関する軽微な変更があった場合、次のとおり算定する。

変更内容	完了加算手数料①ーロ	(単位:円)
ルートB	「第2条1.(1)確認基本手数料」×30%	

※「第2条1.(1)確認基本手数料」の算定には完了検査の申請以前の計画変更確認を考慮する。

※変更の届出が提出された回数分加算する。

② 確認済証交付後の追加審査

改正建築基準法の施行日以前に確認済証の交付を受けてから、施行日以後に工事に着手する場合で、改正建築基準法に係る適合性を確認するために追加審査を要する場合は、次のイ）～ロ）のとおり算定し、それぞれ加算する。

イ) 省エネ基準（仕様基準）に係る追加審査

当該申請に係る建築物の種別	完了加算手数料②ーイ	(単位:円)
専用住宅・兼用住宅	「第2条1.(1)確認基本手数料」×10%	
長屋・共同住宅	「第2条1.(1)確認基本手数料」×20%	

※設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書もしくは長期使用構造等である旨の確認書を提出された場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる場合（大臣認定、性能向上計画認定及び低炭素認定）を除く。

※該当する棟毎に適用する。

ロ) 建築基準関係規定及び構造関係規定に係る追加審査

完了加算手数料②ーロ	(単位:円)

「第2条1.(1)確認基本手数料」 × 50%

③ 省エネ適合性判定等に係る建築物の整合確認及び検査

省エネ適合性判定等に係る建築物は、次のイ)～ロ)のとおり算定し、加算する。
ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合
- ・モデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合
- ・計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合

イ) 直前の省エネ適合性判定等を九州住宅保証から受けている場合

完了加算手数料③ーイ	(単位:円)
(1) 完了基本手数料 × 20%	

ロ) 直前の省エネ適合性判定等を九州住宅保証から受けていない場合

完了加算手数料③ーロ	(単位:円)
(1) 完了基本手数料 × 40%	

2. 追加説明書の審査手数料

完了検査申請に係る建築物について、計画変更相当の追加説明書の審査手数料は、「第3条1. 計画変更確認の申請手数料」の規定を適用する。

「1. (2)完了加算手数料」による各審査等を要する場合は、当該規定による手数料を加算する。

3. 再検査手数料

完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料は、当該申請に当たって算出した「1. (1)完了基本手数料」に50%を乗じた額とする。

「1. (2)完了加算手数料」による各審査等を要する場合は、当該規定による手数料を加算する。

第6条 建築物に関する仮使用認定の申請手数料

1. 仮使用認定の申請手数料

仮使用認定の申請手数料は、申請1件につき、仮使用認定に係る部分の対象床面積の合計及び敷地の主要用途により算定する「(1)仮使用基本手数料」と、計画の特性等により以下に該当する「(2)仮使用加算手数料」を合算し、算定する。

あらかじめ検討が含まれる場合は、全ての検討部分の床面積の合計を「(1)仮使用基本手数料」に適用し、算出した額とする。(あらかじめ検討が複数ある場合で、検討部分が同じ計画の床面積部分を含む場合は、当該部分を除く)

(1) 仮使用基本手数料	当該申請に係る対象床面積の合計及び用途により算定
(2) 仮使用加算手数料	① 仮使用認定に係る部分を対象とした審査又は検査
	② あらかじめの検討により、工事の進捗に応じ複数回必要となる現場検査

(1) 仮使用基本手数料

① 直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けている場合

当該申請に係る対象床面積の合計及び用途により「別表第2」に定める額とする。

② 直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けていない場合

「①直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けている場合」の仮使用認定の申請手数料を算出した額と、「第2条1.(1)確認基本手数料」を合算した額とする。

(2) 仮使用加算手数料

① 仮使用認定に係る部分を対象とした審査又は検査

仮使用加算手数料①	(単位：円)
「第2条1.(2)確認加算手数料」又は「第5条1.(2)完了加算手数料」の規定を適用した額	

② あらかじめの検討により、工事の進捗に応じ複数回必要となる現場検査

仮使用加算手数料②	(単位：円)
30,000 × (現場検査回数 - 1回)	

2. 計画の変更等により再度受ける仮使用認定の申請手数料

計画の変更等により、仮使用認定を再度受ける仮使用認定の申請手数料は、次の①～③の場合を除き、「1. (1) 仮使用基本手数料」の規定を適用する。

- ① 仮使用認定部分の区画（敷地内経路を含む）の位置、大きさ、形状に変更がなく、当該内部の変更を行う場合は、「1. (1) 仮使用基本手数料」に50%を乗じて算出した額とする。
- ② 床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加する部分を除いた対象床面積を「1. (1) 仮使用基本手数料」に適用し50%を乗じて算出した額と、当該増加する部分の床面積を「1. (1) 仮使用基本手数料」に適用し算出した額を合算した額とする。
- ③ 以下のイ)～ハ)のいずれかに該当する場合は、30,000円とする。
 - イ) 変更内容が軽微（規則第3条の2相当）
 - ロ) 建築物外部（敷地）における経路部分の変更
 - ハ) 仮使用認定期間の変更

計画の変更部分に「1. (2) 仮使用加算手数料」による審査等を要する場合は、当該規定による手数料を加算する。

第7条 昇降機に関する確認の申請手数料

1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）

確認の申請手数料は、申請1件につき、次のとおり「(1)確認基本手数料」の種類ごとに設置数を乗じて算定する。

段差解消装置について、告示仕様の場合は、「エレベーター・エスカレーター」とする。

(1) 確認基本手数料

当該申請に係る種類ごとに「別表第3」に定める額とする。

2. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）

直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けている計画変更確認の申請手数料は、当該申請に係る種類ごとに「別表第3」に定める額とする。

3. 計画の変更等により再申請する確認の申請手数料

確認済証の交付前に計画等の変更により当該申請を取り下げて、概ね同一の計画を再申請する場合の確認の申請手数料は、「2. 計画変更確認の申請手数料」の規定を適用する。

ただし、構造計画を変更する場合は、「1. 確認の申請手数料」の規定を適用する。

第8条 昇降機に関する完了検査の申請手数料

1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）

完了検査の申請手数料は、申請1件につき、次のとおり「(1)完了基本手数料」の種類ごとに設置数を乗じて算定する。

ただし、仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けており、設置される建築物と同時に完了検査を行う場合を除く。

段差解消装置について、告示仕様の場合は、「エレベーター・エスカレーター」とする。

(1) 完了基本手数料

① 直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けている場合

当該申請に係る種類ごとに「別表第3」に定める額とする。

② 直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けていない場合

「①直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けている場合」の完了検査の申請手数料を算出した額と、「第7条1.(1)確認基本手数料」を合算した額とする。

2. 追加説明書の審査手数料

完了検査申請に係る昇降機について、計画変更相当の追加説明書の審査手数料は、「第7条2. 計画変更確認の申請手数料」の規定を適用する。

第9条 昇降機に関する仮使用認定の申請手数料

1. 仮使用認定の申請手数料

仮使用認定の申請手数料は、「第8条1. 昇降機に関する完了検査の申請手数料」の規定を適用する。この時、「直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けている」は「建築物の確認を九州住宅保証から受けている」に、「直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けていない」は「建築物の確認を九州住宅保証から受けていない」と読み替える。

第10条 工作物に関する確認の申請手数料

1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）

確認の申請手数料は、申請1件につき、次のとおり「(1)確認基本手数料」の種類ごとに工作物の数を乗じて算定する。

(1) 確認基本手数料

当該申請に係る最高高さにより「別表第4」に定める額とする。

※一の工作物について複数の構造強度に係る審査を要する場合は、別の工作物として算定する。

2. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）

直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けている計画変更確認の申請手数料は、当該申請に係る種類ごとに「別表第4」に定める額とする。

3. 計画の変更等により再申請する確認の申請手数料

確認済証の交付前に計画等の変更により当該申請を取り下げて、概ね同一の計画を再申請する場合の確認の申請手数料は、「2. 計画変更確認の申請手数料」の規定を適用する。

ただし、構造計画を変更する場合は、「1. 確認の申請手数料」の規定を適用する。

第 1 1 条 工作物に関する完了検査の申請手数料

1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）

完了検査の申請手数料は、申請 1 件につき、次のとおり「(1)完了基本手数料」の種類ごとに工作物の数を乗じて算定する。

ただし、仮使用認定通知書の交付を九州住宅保証から受けている場合の完了検査の申請手数料は 20,000 円とし、設置される建築物と同時に完了検査を行う場合を除く。

(1) 完了基本手数料

① 直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けている場合

当該申請に係る種類ごとに最高高さにより「別表第 4」に定める額とする。

② 直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けていない場合

「①直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けている場合」の完了検査の申請手数料を算出した額と、「第 1 0 条 1. (1)確認基本手数料」を合算した額とする。

2. 追加説明書の審査手数料

完了検査申請に係る工作物について、計画変更相当の追加説明書の審査手数料は、「第 1 0 条 2. 計画変更確認の申請手数料」の規定を適用する。

第 1 2 条 工作物に関する仮使用認定の申請手数料

1. 仮使用認定の申請手数料

仮使用認定の申請手数料は、「第 1 1 条 1. 工作物に関する完了検査の申請手数料」の規定を適用する。この時、「直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けている」は「建築物の確認を九州住宅保証から受けている」に、「直前の確認済証の交付を九州住宅保証から受けていない」は「建築物の確認を九州住宅保証から受けていない」と読み替える。

2. 計画の変更等により再度受ける仮使用認定の申請手数料

計画の変更等により、仮使用認定を再度受ける場合の仮使用認定の申請手数料は、20,000 円とする。

第13条 出張費

- (1) 現場検査のために確認検査員等が出張する場合は、「出張費地域区分一覧表」に定める区分に該当する出張費を申請手数料に加算する。
- (2) 九州住宅保証が現場検査を効率的に実施できると認める場合は、出張費を減額することができる。
- (3) 業務上の必要又は天災その他やむをえない事情により通常の間路及び方法によって出張し難い場合には、(1)及び(2)に係らず、当該事情における間路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることができる。
- (4) 検査の日程を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費10,000円(確認検査員等1名につき1夜あたり)を申請手数料に加算する。
- (5) 検査又は追加説明書の審査の結果により、再検査を行うため確認検査員等が出張する場合は、(1)～(4)の出張費を追加加算する。

第14条 手数料の増減額

九州住宅保証は、第2条から第12条に定める手数料の額を、種々の状況を勘案して増減額することができる。

第15条 確認済証等の紙面発行手数料

確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書の交付において、電子申請の場合は電子交付を原則とし、紙面で発行する場合の手料金は、処分1件につき2,000円とする。

第16条 帳簿記載事項証明に関する手数料ほか

帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、1通につき2,200円とする。また、保存図書の閲覧手数料は、1件につき22,000円とする。

第17条 規程に定めのない事項の取扱い

本規定に定めのない手数料については、別途協議し定めることができる。

附則

(施行期日)

1. 確認検査業務手数料規程は、平成16年6月1日から施行する。

(平成18年5月31日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成18年7月1日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成18年11月15日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成19年1月4日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成19年3月29日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成19年6月20日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成19年9月20日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成19年10月20日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成21年2月1日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成21年2月1日より施行する。(業務区域の拡大による出張費の制定に伴う改定ほか)

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成21年4月20日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成21年4月20日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成24年3月1日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成24年3月1日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

また、平成24年2月29日までに事前審査の受付又は見積書を発行し、平成24年4月27日までに引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成25年5月13日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成25年6月1日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成26年4月25日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成26年4月25日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成27年6月1日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成27年6月1日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成27年9月1日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成27年9月1日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成29年4月1日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成29年4月1日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(平成30年4月2日改定附則)

1. 改定後の規程は、平成30年4月2日より施行する。

2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

また、平成30年3月30日までに事前申請を受付した物件、平成29年4月3日から平成30年3月30日までに見積書を旧料金で発行した物件、又は平成30年3月30日までに確認済証を交付し、平成30年4月2日以降に計画変更、中間検査及び完了検査の申請を引き受けた物件については、改定前の規程による。

(令和元年11月6日改定附則)

1. 改定後の規程は、令和元年12月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(令和4年9月1日改定附則)

1. 改定後の規程は、令和4年10月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(令和5年12月1日改定附則)

1. 改定後の規程は、令和6年1月4日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(令和6年1月4日改定附則)

1. 改定後の規程は、令和6年4月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(令和7年3月17日改定附則)

1. 改定後の規程は、令和7年4月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規程による。

(別表第1) 建築物の申請手数料

(別表第1-1) 【構造計算なし】 敷地の主要用途が専用住宅、兼用住宅である建築物

(単位：円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	確認	中間検査	完了検査
100㎡以内	44,000 (29,000)	40,000 (25,000)	40,000 (25,000)
100㎡を超え、200㎡以内	54,000 (39,000)	50,000 (35,000)	50,000 (35,000)
200㎡を超え、300㎡以内	70,000	65,000 (50,000)	65,000 (50,000)
300㎡を超え、500㎡以内	86,000	80,000 (65,000)	80,000 (65,000)

() 内の手数料は特例である建築物

(別表第1-2) 【構造計算なし】 敷地の主要用途が長屋である建築物

(単位：円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	確認	中間検査	完了検査
200㎡以内	65,000 (50,000)	60,000 (45,000)	65,000 (50,000)
200㎡を超え、300㎡以内	78,000	72,000 (57,000)	78,000 (63,000)
300㎡を超え、500㎡以内	91,000	84,000 (69,000)	91,000 (76,000)

() 内の手数料は特例である建築物

(別表第1-3) 【構造計算なし】 敷地の主要用途が共同住宅、寄宿舎である建築物

(単位：円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	確認	中間検査	完了検査
200㎡以内	76,000 (61,000)	60,000 (45,000)	76,000 (61,000)
200㎡を超え、300㎡以内	91,000	72,000	91,000
300㎡を超え、500㎡以内	107,000	84,000	107,000

() 内の手数料は特例である建築物

※上記申請手数料には、別途「加算手数料」を加算する場合があります。詳細は「確認検査業務手数料規程」を参照してください。

(別表第1-4) [構造計算なし] 敷地の主要用途が非住宅(専用住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍以外)である建築物

(単位:円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	確認	中間検査	完了検査
100㎡以内	69,000 (54,000)	53,000 (38,000)	76,000 (61,000)
100㎡を超え、200㎡以内	86,000 (71,000)	66,000 (51,000)	95,000 (80,000)
200㎡を超え、300㎡以内	103,000	79,000 (64,000)	114,000 (99,000)
300㎡を超え、500㎡以内	120,000	92,000 (77,000)	133,000 (118,000)

()内の手数料は特例である建築物

(別表第1-5) [構造計算なし] 型式部材等製造者認証(法第68条の11)を受けた建築物

(単位:円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	確認	中間検査	完了検査
200㎡以内	25,000	30,000	30,000
200㎡を超え、300㎡以内	30,000	35,000	35,000
300㎡を超え、500㎡以内	40,000	45,000	45,000

※上記申請手数料には、別途「加算手数料」を加算する場合があります。詳細は「確認検査業務手数料規程」を参照してください。

(別表第1-6) [構造計算あり] 敷地の主要用途が住宅(専用住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、
寄宿舎)である建築物

(単位:円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	確認	中間検査	完了検査
100㎡以内	105,000 (155,000)	61,000	75,000
100㎡を超え、200㎡以内	116,000 (166,000)	70,000	86,000
200㎡を超え、300㎡以内	131,000 (181,000)	82,000	101,000
300㎡を超え、500㎡以内	147,000 (197,000)	94,000	117,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	180,000 (230,000)	110,000	180,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	276,000 (326,000)	151,000	223,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	362,000 (412,000)	187,000	257,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	432,000	215,000	293,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	480,000	237,000	316,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	527,000	255,000	337,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	558,000	278,000	364,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	585,000	304,000	387,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	650,000	352,000	445,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	787,000	404,000	500,000
30,000㎡を超え、40,000㎡以内	832,000	459,000	537,000
40,000㎡を超え、50,000㎡以内	885,000	516,000	581,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,178,000	706,000	810,000
100,000㎡を超えるもの	1,586,000	986,000	1,170,000

() 内の手数料は木造、木造を含む混構造である建築物

※上記申請手数料には、別途「加算手数料」を加算する場合があります。詳細は「確認検査業務手数料規程」を参照してください。

(別表第1-7) [構造計算あり] 敷地の主要用途が非住宅(専用住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍以外)である建築物

(単位:円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	確認	中間検査	完了検査
100㎡以内	109,000 (159,000)	63,000	86,000
100㎡を超え、200㎡以内	126,000 (176,000)	76,000	105,000
200㎡を超え、300㎡以内	143,000 (193,000)	89,000	124,000
300㎡を超え、500㎡以内	160,000 (210,000)	102,000	143,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	192,000 (242,000)	134,000	192,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	298,000 (348,000)	178,000	262,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	396,000 (446,000)	216,000	310,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	474,000	245,000	342,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	536,000	271,000	369,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	579,000	294,000	390,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	614,000	323,000	428,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	642,000	354,000	460,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	715,000	402,000	521,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	867,000	458,000	615,000
30,000㎡を超え、40,000㎡以内	915,000	517,000	653,000
40,000㎡を超え、50,000㎡以内	971,000	578,000	706,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,316,000	807,000	895,000
100,000㎡を超えるもの	1,767,000	1,167,000	1,288,000

()内の手数料は木造、木造を含む混構造である建築物

※上記申請手数料には、別途「加算手数料」を加算する場合があります。詳細は「確認検査業務手数料規程」を参照してください。

(別表第2) 建築物の仮使用認定の申請手数料

(単位：円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	住宅	非住宅	型式部材等製造認定を受けた建築物
100㎡以内	61,000	72,000	40,000
100㎡を超え、200㎡以内	76,000	90,000	
200㎡を超え、300㎡以内	91,000	108,000	45,000
300㎡を超え、500㎡以内	132,000	151,000	55,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	180,000	192,000	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	249,000	280,000	
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	309,000	353,000	
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	362,000	408,000	
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	398,000	452,000	
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	432,000	484,000	
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	461,000	521,000	
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	486,000	551,000	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	547,000	618,000	
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	643,000	741,000	
30,000㎡を超え、40,000㎡以内	684,000	784,000	
40,000㎡を超え、50,000㎡以内	733,000	838,000	
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	994,000	1,105,000	
100,000㎡を超えるもの	1,378,000	1,527,000	

(別表第3) 昇降機の申請手数料

(単位：円)

種類	確認検査の区分		
	確認	計画変更	完了検査
エレベーター・エスカレーター	20,000	12,000	30,000
ホームエレベーター	14,000	9,000	22,000
小荷物専用昇降機・段差解消装置	9,000	7,000	18,000

(別表第4) 工作物の申請手数料

(単位：円)

申請に係る最高高さ	確認検査の区分		
	確認	計画変更	完了検査
4m以内	21,000	20,000	22,000
4mを超え、10m以内	42,000	40,000	41,000
10mを超えるもの	77,000	75,000	63,000

※上記申請手数料には、別途「加算手数料」を加算する場合があります。詳細は「確認検査業務手数料規程」を参照してください

建築物の確認加算手数料一覧

① 構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査

確認加算手数料①	(単位：円)
「第2条1.(1)確認基本手数料」 × 20% × (構造計算を要する構造上の棟数 - 1)	

② ルート2基準審査、小規模伝統的木造建築物等基準審査

確認加算手数料②	(単位：円)
当該基準に係る床面積の合計及び用途による「第2条1.(1)確認基本手数料」 × 20%	

③ 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査

確認加算手数料③	(単位：円)
申請1件につき 15,000	

④ 天空率審査

確認加算手数料④	(単位：円)
「第2条1.(1)確認基本手数料」 × 10%	

⑤ 避難安全検証法等の審査

対象床面積の合計	確認加算手数料⑤ (単位：円)	
	避難安全検証法	耐火性能・防火区画検証法
	限界耐力計算法等	通常火災終了時間に基づく設計法
特定避難時間に基づく設計法		
2,000㎡以内	40,000	60,000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	70,000	105,000
10,000㎡を超えるもの	100,000	150,000

⑥ 特定天井等の審査

対象面積の合計	確認加算手数料⑥ (単位：円)	
	特定天井	落下防止措置
200㎡を超え、500㎡以内	120,000	240,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	180,000	360,000
1,000㎡を超えるもの	240,000	480,000

⑦ 電子申請に係る消防同意等のための紙面出力

当該申請に係る建築物の種別		確認加算手数料⑦ (単位：円)	
申請面積の合計	構造計算の有無	2部以下	3部
300㎡以内	なし	2,000	3,000
	あり	3,000	4,000
300㎡を超えるもの	なし		
	あり	8,000	10,000

⑧ 省エネ基準（仕様基準）に係る審査

当該申請に係る建築物の種別	確認加算手数料⑧ (単位：円)
専用住宅・兼用住宅	「第2条1.(1)確認基本手数料」 × 10%
長屋・共同住宅	「第2条1.(1)確認基本手数料」 × 20%

※詳細は「確認検査業務手数料規程」を参照してください

建築物の完了加算手数料一覧

① 軽微な変更に関する審査

イ) 軽微な変更に関する審査

当該申請に係る建築物の種類	完了加算手数料①ーイ	(単位：円)
構造計算なし	3,000	
構造計算あり	「第2条1.(1)確認基本手数料」×15%	

ロ) 省エネ適合性判定等に係る軽微な変更に関する審査

変更内容	完了加算手数料①ーロ	(単位：円)
ルートB	「第2条1.(1)確認基本手数料」×30%	

② 確認済証交付後の追加審査

イ) 省エネ基準（仕様基準）に係る追加審査

当該申請に係る建築物の種類	完了加算手数料②ーイ	(単位：円)
専用住宅・兼用住宅	「第2条1.(1)確認基本手数料」×10%	
長屋・共同住宅	「第2条1.(1)確認基本手数料」×20%	

ロ) 建築基準関係規定及び構造関係規定に係る追加審査

完了加算手数料②ーロ	(単位：円)
「第2条1.(1)確認基本手数料」×50%	

③ 省エネ適合性判定等に係る建築物の整合確認及び検査

イ) 直前の省エネ適合性判定等を九州住宅保証から受けている場合

完了加算手数料③ーイ	(単位：円)
「第5条1.(1)完了基本手数料」×20%	

ロ) 直前の省エネ適合性判定等を九州住宅保証から受けていない場合

完了加算手数料③ーロ	(単位：円)
「第5条1.(1)完了基本手数料」×40%	

建築物の仮使用加算手数料一覧

① 仮使用認定に係る部分を対象とした審査又は検査

仮使用加算手数料①	(単位：円)
「第2条1.(2)確認加算手数料」又は 「第5条1.(2)完了加算手数料」の規定を適用した額	

② あらかじめの検討により、工事の進捗に応じ複数回必要となる現場検査

仮使用加算手数料②	(単位：円)
30,000 × (現場検査回数－1回)	

すべての加算手数料一覧

電子申請に係る処分通知の紙面交付

確認・中間・完了・仮使用加算手数料	(単位：円)
処分1件につき 2,000	

※詳細は「確認検査業務手数料規程」を参照してください

出張費地域区分一覧表

(単位：円)

地域区分	地域A	地域B	地域C	地域D	地域E
出張費	0	25,000	30,000	45,000	15,000 +交通費実費 相当額
福岡県	福岡県全域				
佐賀県	鳥栖市・基山町 上峰町・みやき町	佐賀市・唐津市 多久市・伊万里市 武雄市・鹿島市 小城市・嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 玄海町・有田町 大町町・江北町 白石町・太良町			左記以外 離島
長崎県		長崎市・諫早市 大村市・東彼杵町 川棚町・波佐見町	佐世保市・島原市 平戸市・松浦市 西海市・雲仙市 南島原市・長与町 時津町・佐々町		左記以外 離島
熊本県		熊本市・荒尾市 玉名市・山鹿市・ 菊池市・宇土市 合志市・玉東町 南関町・長洲町 和水町・大津町 菊陽町・西原村 御船町・嘉島町 益城町・甲佐町	八代市・宇城市 阿蘇市・美里町 南小国町・小国町 産山村・高森町 南阿蘇村・山都町 氷川町	人吉市・水俣市 上天草市・天草市 芦北町・津奈木町 錦町・多良木町 水上村・相良村 五木村・山江村 球磨村・苓北町 あさぎり町	左記以外 離島
大分県		中津市・日田市 宇佐市	大分市・別府市 臼杵市・津久見市 豊後高田市 杵築市・由布市 国東市・日出町 九重町・玖珠町	佐伯市・竹田市 豊後大野市	左記以外 離島
宮崎県				宮崎市・都城市 小林市・えびの市 三股町・高原町	左記以外 離島
鹿児島県				鹿児島市 阿久根市・出水市 薩摩川内市 日置市 いちき串木野市 伊佐市・姶良市 さつま町・湧水町	左記以外 離島

※福岡県以外の離島は上記市町村に該当しても地域区分は「地域E」とします
 ※合併等により市町村名が変更になった場合は旧市町村名とします
 ※地域Eの出張費が45,000円を下回る場合は45,000円とします

※詳細は「確認検査業務手数料規程」を参照してください